

調査編
第 2 2 章 測量・計測

目 次

第 1 節	総説	1
第 2 節	河川等に関する測量	1
第 3 節	様々な計測技術の活用	1
3. 1	基本事項	1
3. 2	航空レーザ測量	1
3. 3	UAV 写真測量、UAV 写真点群測量	1
3. 4	地上計測技術	1
3. 5	空中計測技術	1
3. 6	水中計測技術	1
3. 7	三次元点群測量	1
3. 8	GNSS 測量/計測	2
3. 9	映像解析・可視化技術	2

令和 4 年 6 月 版

第22章 測量・計測

第1節 総説

第2節 河川等に関する測量

<必須>

河川、ダム、砂防、海岸に関する測量では、それぞれの目的に応じて測量を行うものとする。

測量作業の詳細な技術的な基準については、国土交通省公共測量作業規程によることとする。

第3節 様々な計測技術の活用

3.1 基本事項

<標準>

計測技術や計測機器について「国土交通省公共測量作業規程」に規程されていない新しい手法を用いて公共測量を行う場合には、「国土交通省公共測量作業規程」第17条（機器等及び作業方法に関する特例）に基づき実施することを標準とする。すなわち、使用する資料、機器、測量方法等により精度が確保できることを作業機関等からの検証結果等に基づき確認するとともに、確認に当たっては、あらかじめ国土地理院の長の意見を求めるものとする。

3.2 航空レーザ測量

<必須>

河川等の調査、計画、施工、維持管理において活用することを目的に、航空レーザ測量を実施するに際しては、「国土交通省公共測量作業規程」第10章 航空レーザ測量に従うものとする。

3.3 UAV写真測量、UAV写真点群測量

<必須>

河川等の調査、計画、施工、維持管理において活用することを目的に、UAV写真測量、UAV写真点群測量を実施するに際しては、それぞれ「国土交通省公共測量作業規程」第3編地形測量及び写真測量 第5章 UAV写真測量、第4編三次元点群測量 第3章 UAV写真点群測量に従うものとする。

3.4 地上計測技術

<必須>

河川等の調査、計画、施工、維持管理において活用することを目的に、地上レーザ測量、車載写真レーザ測量、地上レーザ点群測量を実施するに際しては、それぞれ「国土交通省公共測量作業規程」第3編地形測量及び写真測量 第3章 地上レーザ測量、第4章 車載写真レーザ測量、第4編三次元点群測量 第2章 地上レーザ点群測量に従うものとする。

3.5 空中計測技術

3.6 水中計測技術

3.7 三次元点群測量

<必須>

河川等の調査、計画、施工、維持管理において活用することを目的に、三次元点群測量を実施するに際しては、「国土交通省公共測量作業規程」第4編 三次元点群測量に従うものとする。

する。

3. 8 GNSS 測量/計測

<標準>

「国土交通省公共測量作業規程」では、河川測量その他の章の中で、各種の測量作業における GNSS 測量の適用法について記載しており、GNSS 測量の実施に当たっては、これにしたがって行うことを標準とする。

3. 9 映像解析・可視化技術